

ヒグマ及びツキノワグマの計画的な保護管理のために

特定鳥獣保護・管理計画作成のための ガイドライン(クマ編)令和8年度版 概要版

特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン改定の背景と目的

本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、都道府県において特定鳥獣保護・管理計画(以下、「特定計画」とする。)を作成又は改定する際の参考として、最新のヒグマ及びツキノワグマ(以下、「クマ」という。)の生息状況や被害状況、保護・管理※に関する知見に基づく技術的な助言を行うことを目的として、2022年3月の「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)改定版」を改定したものです。

※管理:鳥獣保護管理法においては、「生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させること」をいいます。

改定の背景と、前ガイドラインからの特徴的な変更点

1999年に特定鳥獣保護管理計画の制度が始まって以降、保護・管理の取り組みが進み、四国を除く、多くの地域でクマの個体群の回復がみられています。一方で、分布域の拡大や個体数の回復・増加に伴い、全国的にクマの出没件数・捕獲数の増加や、クマによる人身被害の発生がみられており、2023年度は岩手県や秋田県を中心に、市街地等へのクマの出没が相次ぎ、人身被害件数が過去最多を記録しました。

これらの状況を受け、2024年年2月に「クマによる被害の防止に向けた対策方針(以下、「対策方針」とする。))」、2024年4月には関係省庁による「クマ被害対策施策パッケージ」が示されたほか、四国を除くクマが鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」とする。)に基づく指定管理鳥獣に指定されました。また、2025年4月には鳥獣保護管理法の一部を改正する法律による緊急銃猟制度が創設されるなど様々な対策が進められてきました。

しかし、2025年度は、東北地方を中心に再びクマが大量出没し、2023年度を超える大きな被害が発生しました。この事態を受け、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議では「クマ被害対策パッケージ」を決定し、市街地等からクマを排除するとともに、クマの個体数の削減と管理の徹底を図ることで、人とクマのすみ分けの実現を進めることしました。

本ガイドラインでは、上記の情勢を踏まえて、「クマの個体群を管理する方法」「市街地等へのクマの出没に備えた考え方」を新たに整理するとともに、特定計画を作成・運用する上での基本的な考え方を示しています。

本ガイドラインのポイント

1. 保護管理ユニットと個体数水準

行政界を越えて行動するクマを適切に保護・管理するには、保護管理ユニット単位で個体群の保護・管理を進めることが重要です。ガイドラインでは、ヒグマを5、ツキノワグマを18の保護管理ユニットに分け、個体数に応じて定めた個体数水準に基づいて個体群管理を実施することを推奨しています。

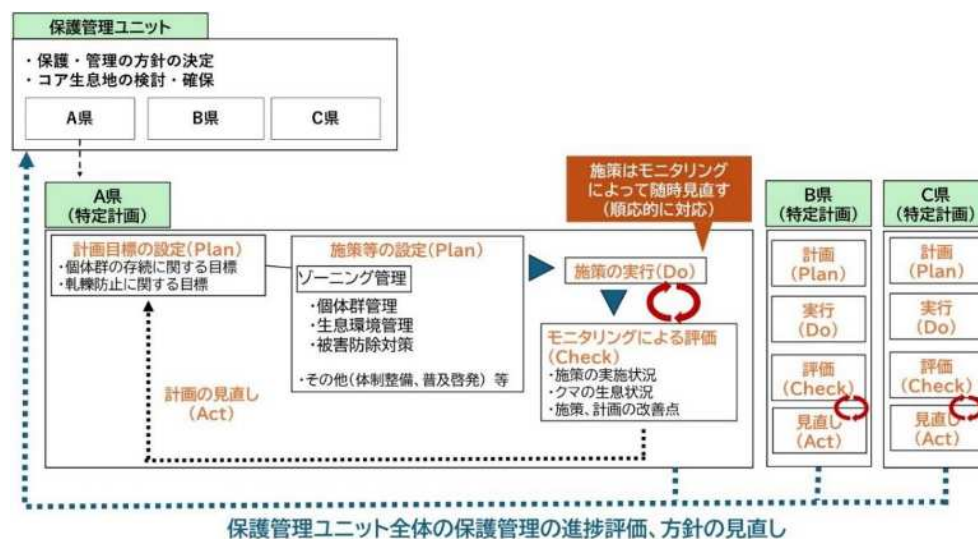


個体数水準	個体群管理の方針
個体数水準1	【目的:保護】捕獲上限割合は3%以下。狩猟禁止・可能な限り非捕殺的対応を行う。
個体数水準2	【目的:保護】捕獲上限割合は5%以下。 【目的:管理】捕獲上限割合は自然増加率以下。
個体数水準3	【目的:管理】個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。
個体数水準4	【目的:管理】個体数水準4を維持できる範囲、若しくは軋轢の低減に向けて必要な場合は個体数水準3を維持できる範囲で目標個体数を設定し、管理する。

※自然増加率:クマの自然増加率は環境等の要因から地域によって異なるため、都道府県ごとに推定した自然増加率を用いて設定することが望ましい。ただし、自然増加率を推定していない場合は、平成22年度自然環境保全基礎調査(環境省生物多様性センター,2011)で示された自然増加率(ツキノワグマ:中央値14.5%)を参考に設定してもよい。

2. クマの保護・管理の階層

クマの保護・管理は保護管理ユニット単位での広域的な保護・管理と、特定計画による都道府県単位で保護・管理の2つの空間スケールで進めます。広域的な保護・管理では、都道府県が環境省と協力して設立した「広域協議会」により、保護・管理の方針の決定、コア生息地の検討と確保、目標個体数の設定を行います。都道府県の特定期間では、保護・管理ユニットの方針に基づき、特定計画を策定・実行しながら、順応的な管理を進めます。



3. ゾーニング管理

人とクマのすみ分けを図ることを目的に地域を区分し、各区分の目的の下で施策等を実施していることをゾーニング管理といいます。ガイドラインでは、「排除エリア」「管理強化エリア」「緩衝地帯」「コア生息地」の4区分に分けるゾーニング管理を行い、各ゾーンの目的の下で個体群管理、生息環境管理、被害防除対策などを進めることを示しています。

ゾーニング管理においては、人の活動域である「排除エリア」及び、侵入防止の対策を強化する「管理強化エリア」は、都道府県、市町村及び地域住民等の関係者で設定(線引きを行う)し、クマとのすみ分けを図るための対策を徹底することが重要である。

区分	目的	定義
排除 エリア	人身被害等の発生や 経済的損失の防止	人の安全や生産活動を最優先させるゾーン。市街地等や集落、農地に加え、市街地等の中に位置する河川・河畔林等を含む。 排除エリアは、前ガイドラインでは「排除地域」及び「防除地域」を合わせたゾーンであり、補足資料では「人の生活圏」が該当。
管理強化 エリア	クマの定着や排除エ リアへのクマの侵入 の防止	クマの定着や排除エリアへのクマの侵入を防止するために、積極的に対策(捕獲等・生息環境管理・被害防除対策)を実施するゾーン。 管理強化エリアは、補足資料では「管理強化ゾーン」が該当。
緩衝地帯	人間活動とクマの生 息の両立	コア生息地を除くクマの生息域となるゾーン(※緩衝地帯の中にも排除エ リアと管理強化エリアが設定可能)。
コア 生息地	クマにとって良好な 生息環境を保全	地域個体群の安定的な維持を図るため、クマにとって良好な生息環境を保 全するゾーン(※コア生息地の中にも排除エリアと管理強化エリアが設定可 能)。

ゾーン／施策		排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
個体群管理	問題個体管理	●	●	●	●
	個体数管理※	実施しない	●	●	実施しない
【捕獲数】年間●～■頭で捕獲する（５年後の推定個体数が目標個体数（○～□頭）の範囲内）					
生息環境管理	・出沒ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・耕作放棄地の解消	・排除地域への出沒ルートや隠れ場等（藪や河畔林等）の環境整備 ・耕作放棄地の解消 ・里地里山林の管理	・里地里山林の管理	・クマの生息環境の維持・改善（広葉樹林化・針広混交林化等） ・森林の連続性の確保（鳥獣保護区特別保護区等の配置の見直し・検討）	
被害防除対策	・電気柵・防護柵等の設置 ・誘引物（放任果樹・未収穫作物等）の管理 ・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理	・誘引物（放任果樹等）の管理 ・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・追い払いの実施	・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・追い払いの実施	・人為的誘引物（生ごみ・コンポスト等）の管理 ・追い払いの実施	
普及啓発	・地域住民への注意喚起や対策の指導 ・被害対策に関する指導 ・捕獲に関する安全指導	・被害対策に関する指導 ・捕獲に関する安全指導 ・登山者・観光客等への注意喚起や情報提供			
体制整備	・特定計画の作成・運用に係る人材の確保・育成 ・捕獲技術者の育成・確保 ・人身被害防止に向けた体制整備（関係機関との連携等含む） ・緊急時の対応体制の整備（緊急銃猟等含む）				

※個体数管理のための捕獲(数の調整目的での捕獲等)は管理を目的とした保護管理ユニットで実施される。

4. 個体群管理

問題個体の管理と個体数管理

クマの個体群管理は、「問題個体の管理」「個体数管理」の2つの考え方で進めます。

問題個体とは、排除エリアに侵入した個体(侵入の蓋然性の大きい個体含む)や、人等への被害を発生させた個体(発生させる可能性の高い個体含む)です。

問題個体管理は、保護または管理のいずれが目的である場合も、全てのゾーンで実施できます。個体数管理は、管理を目的とする保護管理ユニットにおいて、管理強化エリアと緩衝地帯で実施することをガイドラインでは示しています。

人とクマの軋轢を軽減するために設定する目標個体数は幅を持って設定することが可能です。ただし、捕獲行為自体が目的化しないために、軋轢の軽減につながる目標を設定した上で、捕獲が必要な場所や時期を明確にして捕獲することが重要です。

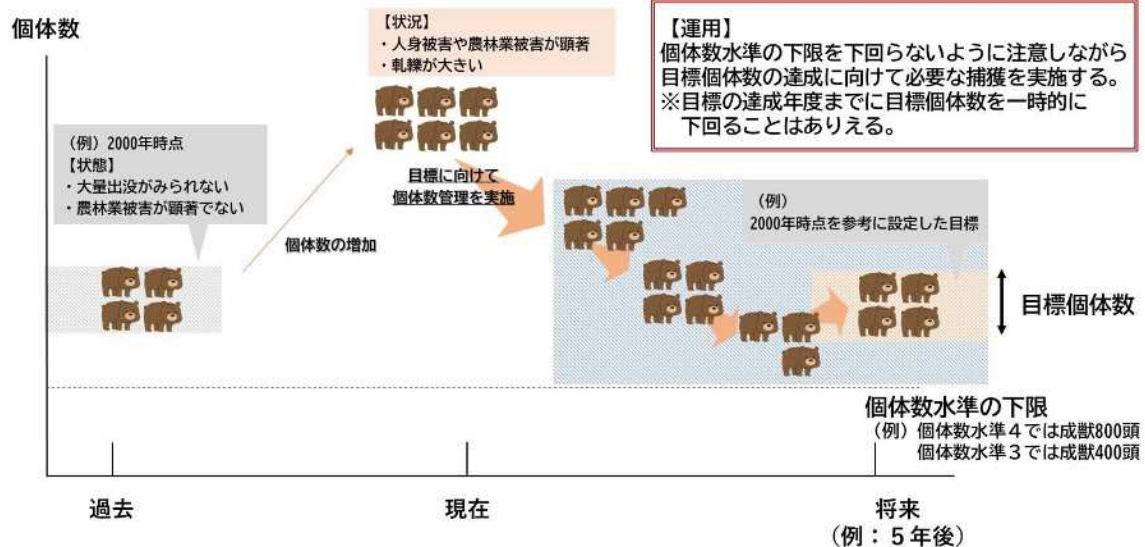
■ 保護を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	－	実施しない	実施しない	実施しない

■ 管理を目的とする保護管理ユニットにおける個体群管理

捕獲の目的	排除エリア	管理強化エリア	緩衝地帯	コア生息地
問題個体の管理	●	●	●	●
個体数管理	－	●	●	実施しない

●は実施可能を示す。



目標個体数の設定と捕獲の運用方法のイメージ(例)

指定管理鳥獣捕獲等事業

ヒグマ及びツキノワグマ(四国を除く)は指定管理鳥獣として指定されており、指定管理鳥獣対策事業交付金が活用できます。クマでは、鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成事業の他、クマ類総合対策事業として、特定計画の作成、生息状況調査等、出没防止対策、クマの捕獲事業などが交付対象となります。

5 出没対応

対策方針では、人への警戒心の薄れ、中山間地域での人間活動の低下、里山の利用の縮小、耕作放棄地の拡大、放任果樹の増加より市街地等の周辺部がクマに適した生息環境に変化しつつあること、森林から市街地に連続的にのびる緑地等が市街地等へのクマの侵入経路として利用されることが示されています。ガイドラインでは、これらに対する対策への取り組みや、豊凶調査等による出没予測などにより、クマの出没の防止と、出没に備えた対応を行うことを示しています。

また、クマが出没した場合に備えて、「クマ類の出没対応マニュアル(環境省,2021)」や緊急銃猟ガイドライン(環境省,2025)を参考に体制を整えておくことも重要です。市街地等では、緊急銃猟制度等による銃猟(麻酔銃含む)を行う場合も想定されるため、関係法令について十分把握しておくことが重要です。

	法令に基づく規制や手続き					運用上の留意点		
	鳥獣保護管理法					その他の法令 (毒物及び劇物 取締法、医薬品 医療機器等法、 麻酔及び向精 神薬取締法)	安全かつ 確実に実 施できる 場合(※) とはいえ ない場合	安全かつ確実 に実施できる 場合(※)
	第9条に基 づく許可(鳥 獣の捕獲等 の許可)の 要否	第37条第 1項の許可 (危険猟法 の許可)の 要否	第38条(緊急銃猟)の対応 第1項 (夜間銃猟 の禁止)	第2項 (住居集合地 域等における 銃猟の禁止)	第3項 (建物等に向 かってする 銃猟の禁止)			
麻酔銃猟 (緊急銃猟と して実施)	不要	使用する薬 剤や量によ っては必要	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	禁止の 適用除外	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
麻酔銃猟 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	使用する薬 剤や量によ っては必要	実施不可	禁止の 適用除外 (法9条に加 え、法第38条 の2の許可を 得た場合のみ)	実施不可	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る
吹き矢を使 用した麻酔 (鳥獣保護管 理法第9条 の許可を受 けて実施)	必要	必要	禁止の 対象外	禁止の 対象外	禁止の 対象外	使用する薬剤 や量によって は必要	制度上は 可能だが 推奨され ない	制度上も可能 であり、運用 上も実施し得 る

※麻酔による捕獲等を実施したことで、実施しなかった場合に比べ、むしろ対象個体が興奮し、周辺の住民、住宅等に重大な危害又は損害を及ぼす可能性や、従事者が反撃を受ける被害が発生する可能性を踏まえてもなお安全かつ確実に麻酔を用いた捕獲等を実施することが判断される場合。

ガイドラインの内容

I. はじめに

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和8年度版の改定の背景や、近年のクマを取り巻く情勢、改定の目的を解説しています。

II. クマの保護・管理の現状

全国のクマ特定計画の作成状況、クマの生息状況(環境省レッドリストの掲載、分布状況、推定個体数)に加え、近年のクマの出没状況、被害状況及び捕獲動向を解説しています。

III. クマの保護・管理の基本事項

クマの保護・管理の基本事項である(1)広域管理(保護管理ユニット)と個体数水準、(2)ゾーニング管理、(3)基本的な施策(個体群管理(問題個体の管理、個体数管理)、生息環境管理、被害防除対策)、(4)出没対応、(5)普及啓発、(6)モニタリングについて解説しています。

IV. 特定計画の運用

特定計画を運用するための考え方として、クマの保護・管理の階層(広域管理と特定計画)、広域的な保護・管理の運用、特定計画の運用のポイント(ゾーニング管理、個体群管理、被害防除対策及び生息環境管理、施策を評価するモニタリングの指標)について解説しています。

V. 特定計画の記載項目

特定計画で記載する項目を解説しています。

VI. 事例集

クマの保護・管理の取り組みとして、クマの保護・管理の決定プロセス(北海道)、指定管理鳥獣対策事業における取り組み(富山県)、ゾーニング管理の導入(長野県)を紹介しています。

VII. 参考文献・資料

本ガイドラインの参考文献や保護・管理を進める上で参考となる URL 等を紹介しています。

令和7年度クマ類及びニホンジカの保護管理に関する調査検討業務

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ編)令和8年度版概要版 2026(令和8)年4月

業務発注者 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話:03-3581-3351

業務受託者 一般財団法人 自然環境研究センター

〒130-8606 東京都墨田区江東橋3丁目3番7号 電話:03-6659-6310